その他告示

○財務省告示第二号

個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債を買入消却したので、その国債の名称等を別表のとおり告示する。

令和八年一月五日

財務大臣　片山さつき

（別表）

国　債　の　名　称	記　号	額面金額の総額	買入価額の総額
個人向け利付国庫債券（固定・３年）	第151回	136,010,000円	135,955,832円
〃	第152回	71,030,000円	71,001,714円
〃	第153回	133,310,000円	133,256,908円
〃	第154回	162,000,000円	161,935,476円
〃	第155回	154,330,000円	154,268,536円
〃	第156回	219,180,000円	219,092,698円
〃	第157回	474,120,000円	473,931,140円
〃	第158回	317,360,000円	317,233,594円
〃	第159回	93,610,000円	93,572,728円
〃	第160回	150,030,000円	149,970,242円
〃	第161回	197,970,000円	197,828,060円
〃	第162回	150,510,000円	150,282,138円
〃	第163回	153,350,000円	153,288,930円
〃	第164回	118,190,000円	118,142,932円
〃	第165回	156,340,000円	156,277,732円
〃	第166回	129,510,000円	129,344,916円
〃	第167回	515,520,000円	514,780,628円
〃	第168回	158,760,000円	158,395,180円
〃	第169回	508,910,000円	507,292,450円
〃	第170回	451,250,000円	449,883,630円
〃	第171回	323,500,000円	322,782,266円
〃	第172回	1,232,100,000円	1,228,369,220円
〃	第173回	3,391,940,000円	3,382,748,797円
〃	第174回	59,000,000円	58,753,689円
〃	第175回	17,000,000円	16,921,917円
〃	第177回	30,000,000円	29,865,079円
〃	第178回	100,000,000円	99,531,810円
〃	第179回	50,000,000円	49,825,297円
〃	第180回	5,000,000円	4,984,450円
〃	第181回	8,000,000円	7,975,413円
〃	第185回	48,140,000円	48,136,004円
個人向け利付国庫債券（固定・５年）	第117回	56,300,000円	56,277,578円
〃	第118回	66,100,000円	66,073,678円
〃	第119回	68,100,000円	68,072,876円
〃	第120回	41,400,000円	41,383,514円
〃	第121回	139,000,000円	138,944,634円
〃	第122回	95,410,000円	95,371,998円
〃	第123回	103,140,000円	103,098,924円
〃	第124回	91,100,000円	91,063,718円
〃	第125回	114,800,000円	114,754,282円
〃	第126回	187,800,000円	187,725,206円
〃	第127回	170,990,000円	170,921,894円
〃	第128回	71,700,000円	71,671,448円
〃	第129回	124,850,000円	124,800,272円
〃	第130回	210,360,000円	210,276,208円
〃	第131回	179,330,000円	179,258,578円
〃	第132回	173,600,000円	173,530,858円
〃	第133回	88,510,000円	88,474,756円
〃	第134回	81,400,000円	81,367,586円
〃	第135回	140,840,000円	140,783,906円
〃	第136回	181,040,000円	180,967,890円
〃	第137回	209,100,000円	209,016,712円
〃	第138回	181,340,000円	181,267,772円
〃	第139回	125,910,000円	125,859,858円
〃	第140回	140,500,000円	140,444,040円